

医療計画(圏域項目)見直しに係るスケジュールについて

1 考え方

医療計画作成要領の中に示された「次期医療計画策定スケジュール(予定)」に準拠し、県全体の計画に支障を及ぼさないように、圏域保健医療福祉推進会議及び、圏域医療計画策定委員会を開催する。

2 スケジュール

年 月	圏域保健医療福祉推進会議	圏域医療計画策定委員会	県 全 体
令和5 (2023)年 2月			・医療体制部会(計画の基本方針・構成等の検討)
3月	・令和4年度第2回 圏域保健医療福祉推進会議		・医療審議会(計画の基本方針・構成等の決定)
4月			
5月		6月29日(木) ・第1回策定委員会	
6月		(圏域項目の内容等の検討)	
7月	7月18日(火) ・令和5年度第1回 圏域保健医療福祉推進会議		7月12日(水) ・医療体制部会(素案検討)
8月	(圏域項目の内容等の検討)		
9月			
10月			・医療体制部会(試案検討)
11月			・医療審議会(原案の決定)
12月			
令和6 (2024)年 1月		・第2回策定委員会 (圏域項目(原案)の修正)	・市町村、関係団体へ意見照会 ・パブリックコメント
	・令和5年度第2回 圏域保健医療福祉推進会議 (圏域項目(原案)の修正)		
2月			・医療体制部会(修正原案→案)
3月			・医療審議会(答申)